

平成28年第1回 富良野広域連合議会定例会報告

2月19日に平成28年第1回富良野広域連合議会定例会が開催されました。本定例会では、広域連合長から行政執行方針が述べられたほか、補正予算案及び新年度予算案など3件の議案審議が行われ、いずれも原案のとおり可決されました。

【平成27年度一般会計補正予算】
歳入歳出それぞれ3,281万5千円を減額

- 《歳入》
- ・市町村負担金 $\Delta 3,459$ 万円
 - ・使用料及び手数料（農業使用料ほか）
437万9千円
 - ※放牧料金収入の増など
 - ・財産収入（乾草売払収入ほか）
34万9千円
 - ・諸収入（学校給食費ほか）
 $\Delta 295$ 万3千円
 - ※児童・生徒数の減など

《歳出》

- ・議会費（議会費）
 $\Delta 145$ 万2千円
- ※職員人件費などの減
- ・総務費（総務管理費）
 $\Delta 48$ 万6千円
- ※共済費・消耗品費などの減
- ・衛生費（清掃費）
 $\Delta 264$ 万9千円
- ※燃料費などの減
- ・農林業費（農業費）
 $\Delta 437$ 万3千円
- ※賃金・燃料費などの減
- ・消防費（消防本部費）
 $\Delta 83$ 万9千円
- ※職員の給料・旅費・共済費の減など
- （常備消防費）
 $\Delta 724$ 万4千円
- ※職員の給料・手当、燃料費などの減
- （非常備消防費）
 $\Delta 456$ 万4千円
- ※団員の旅費、燃料費などの減
- （消防施設費）
 $\Delta 207$ 万5千円
- ※工事費執行残など
- ・教育費（保健体育費）
 $\Delta 785$ 万7千円
- ※賃金・燃料費・賄材料費の減など
- ・公債費（公債費）
 $\Delta 127$ 万6千円
- ※地方債償還利子の減

【条例改正】

○火災予防条例の一部改正
省令の一部改正に合わせ、火気器具等と建築物との離隔距離の基準を改定するもの

【平成28年度一般会計予算】

歳入歳出総額を24億926万9千円とする（前年度比7,330万7千円増）
内訳は別表のとおり

■平成28年度富良野広域連合一般会計予算概要

歳入区分	歳入金額	前年度比	歳出区分	歳出金額	前年度比
分担金及び負担金	20億7,138万8千円	7,588万8千円	議会費	360万8千円	$\Delta 109$ 万6千円
使用料及び手数料	4,193万5千円	99万6千円	総務費	5,520万5千円	31万9千円
財産収入	302万円	$\Delta 17$ 万5千円	衛生費	2億4,323万4千円	3,780万5千円
寄附金	1千円	0	農林業費	7,825万9千円	450万円
繰越金	1千円	0	消防費	13億6,023万8千円	7,824万8千円
諸収入	2億4,242万2千円	1,139万6千円	教育費	4億2,610万5千円	$\Delta 2,215$ 万3千円
連合債	3,840万円	$\Delta 1,290$ 万円	公債費	2億3,962万円	$\Delta 2,431$ 万6千円
国庫支出金	1,210万2千円	$\Delta 189$ 万8千円	予備費	300万円	0
合計	24億926万9千円	7,330万7千円	合計	24億926万9千円	7,330万7千円

※「前年度比」は平成27年度当初予算額との比較

平成28年4月から 「障害者差別解消法」が施行されました

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行されました。

障害者差別解消法の概要

この法律では、国や地方公共団体などの行政機関、会社・店舗などの民間事業者に対して、障がいのある人(身体・知的・精神・発達などの障がいがある方すべてが対象で、障害者手帳を持っていない方も含みます)に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されています。

【不当な差別的取り扱い】

障がいがあることにより、正当な理由もなくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

例えば、店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で断られたり、障がいがある原因でアパートの契約を拒否されたりすることは、障がいのない人と違う扱いを受けているので「不当な差別的取り扱い」と考えられます。ただし、他に方法がない場合などは「不当な差別的取り扱い」にならないこともあります。

障がいを理由として、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがありましたら、役場保健福祉課社会福祉担当または地域の相談を受け付ける窓口へ相談してください。

【合理的配慮の不提供】

「合理的配慮」とは、障がいのある人から困っていることを取り除いてほしいと求められたときに、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁(※)を取り除くための工夫や配慮を行うことをいい、こうした配慮を行わないことで障がいのある人への権利・利益が侵害される場合には、差別にあたります。

合理的配慮の範囲は個別のケースで異なりますが、例えば、「車いすの人が段差を通過したり乗り物に乗るときに手助けしない」「聴覚(視覚)に障がいのある人に声だけで(文書だけで)説明する」「知的障がいのある人宛ての文書の漢字にふりがなを付けない、難しい言葉を用いる」ことなどが合理的配慮の不提供にあたります。

(※) 社会的障壁・・・障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの。(通行や利用しにくい施設・設備、利用しにくい制度、障がいのある人を意識していない習慣・文化、障がいのある人への偏見 など)



障がいを理由とする差別を解消することは社会全体の責務であり、ちょっとした配慮で障がい者が抱えている生活のしづらさは減少します。

一人ひとりがこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくりましょう。

■お問い合わせ 保健福祉課社会福祉担当 電話 56-2122